南アルプス市高齢者保健福祉計画（第９期）・介護保険事業計画（第１０期）
策定業務委託仕様書

１　業 務 名　：　南アルプス市高齢者保健福祉計画（第９期）・介護保険事業計画（第１０期）策定業務委託

２　実施場所　：　南アルプス市内

３　委託期間　：　契約日の翌日から令和９年３月２４日までとする。

４　業務内容　：　本委託業務においては、次の業務を実施する。

●令和７年度　アンケート調査

（１）　介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

【対象者】要介護認定を受けていない６５歳以上の方　２，０００人（回収率７０％を想定）

【調査方法】郵送調査

【調査票の設定・印刷・発送・回収】

①　調査項目は国から示された調査票を基本とするが、オプション項目、市独自項目の設定にあたっての支援、提案を行いＡ４判　２４頁程度の調査票を市と協議の上作成すること。

②　調査票及び調査依頼文の印刷及び返信用封筒を作成すること。

③　受託者へ提供する調査対象者データにより②を発送し回収すること。ただし受託者との協議により WEB による回答も可とする。

④　発送、回収に係る費用については受託者が負担すること。

（２）　在宅介護実態調査

【対象者】要介護認定を受けている在宅の方　８００人（回収率６０％を想定）

【調査方法】郵送調査

【調査票の設定・印刷・発送・回収】

①　調査項目は国から示された調査票を基本とするが、調査票設定にあたっての支援、提案を行いＡ４判　１２頁程度の調査票を市と協議の上作成すること。

②　調査票及び調査依頼文の印刷及び返信用封筒を作成すること。

③　受託者へ提供する調査対象者データにより②を発送し回収すること。ただし受託者との協議により WEB による回答も可とする。

④　発送、回収に係る費用については受託者が負担すること。

（３）　集計・分析

受託者は回収済みの調査票の全調査項目の入力・集計・分析を行う。調査結果については南アルプス市高齢者保健福祉計画（第９期）・介護保険事業計画（第１０期）策定の基礎資料となるため、多面的な分析が出来るよう市と協議の上、単純集計及びクロス集計等を行うこと。なお、在宅介護実態調査の結果については国の自動集計分析ソフトを用いて認定データと関連付けした分析を行う。

また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の入力データは、「見える化システム」への入力が可能な状態で納品すること。

（４）　成果品

① 調査結果報告書（Ａ４判１２０頁程度・本文１色・簡易製本）　１０部

② 単純集計表・クロス集計表　１部

③ ①②の電子データ（Microsoft Word/Microsoft Excel 及び PDF 形式）

④ ローデータ一式（すべてのデータは CD-R に入れて納品する。）

●令和８年度　計画策定

（１）現状把握

・人口、世帯、高齢者就業者数、要介護者数、サービス利用状況等の整理及び分析を行う。

・介護保険制度や高齢者の保健･福祉･医療等をめぐる制度改革の動向について、国や県の関連資料等を収集し、計画策定にあたっての前提条件と基本的課題を整理する。

・地域包括ケア「見える化」システムを活用し、介護保険の給付状況について全国や県内との比較等により本市の傾向について分析を行う。システム作業用のＩＤ・ＰＷは市より発行する。

・計画を策定する上で必要となる地域包括ケア「見える化」システムでは対応できない推計データ等の提供を行う。

・令和７年度に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査や各種データの分析等により、本市における地域特性及び地域の課題、現状及びニーズを明らかにする。

（２）現行計画の評価、課題の抽出・整理、方針決定

・令和７年度に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査の分析結果や本市の実績を踏まえ、現行計画の検証を行う。

・現行計画に基づき実施している地域支援事業について、分析、整理、課題抽出を行い、事業の精査を行う。

・上記を踏まえ、計画の方針の設定を行う。

（３）高齢者を支える保健・福祉などの事項の検討・課題の抽出・提案

・高齢者福祉サービスの状況を整理及び評価し、課題の抽出を行う。

・他自治体の先進事例等を調査し、本市に適した事業の提案を行う。

（４）介護保険に関する事項の検討・課題の抽出・提案

・地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、課題抽出を行うこと。

（５）計画策定に伴うシミュレーション・介護保険料の算出

・国が配布する支援ツールでの作業を基本として、過去の推移等から、制度の変更、当地域の状況などを踏まえ、要介護者数の推計、必要事業量、目標事業量等の必要な数値の算出を行い、第１号被保険者の保険料を推計する。

（６）計画を推進するための方策の検討・数値目標設定

・現行計画の達成状況や今後の高齢者施策の展望等から令和９年度からの数値目標の設定の支援を行う。

・目標を実現するための具体的な方策を検討し、助言する。

（７）計画書の作成

・（１）～（６）で整理した内容をとりまとめ、国、県の計画及び総合計画、地域福祉計画等の関連する個別計画との連携及び整合を図りながら、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を作成する。

（８）パブリックコメントの実施・とりまとめ

・パブリックコメント用市民配布資料及び提出された意見に係る市の考え方資料を作成する。

・市ホームページ掲載用データとして、ＰＤＦファイルを作成する。

（９）策定委員会等への支援

・策定委員会は６回を想定し、その都度出席し、資料提供及び議事録を作成する。

・会議に必要な資料を作成する。ただし資料の印刷は市で行う。

（１０）計画書印刷・製本

・イラスト等を使用し、視覚的にも見やすい計画書とするため、レイアウト等を整える。

・計画書の編集及び印刷製本を行う。

・広く市民に周知するため、計画書の概要版データを作成する。概要版はA3 両面・２つ折りを想定し、作成にあたっては、イラスト等を使用し、市民に分かりやすい概要版を作成する。

（１１）成果品

成果品は次のとおりとし、令和９年３月２４日までに南アルプス市介護福祉課へ納入するものとする。

① 計画書（Ａ４判、１２０頁程度、本文１色、表紙カラー）　２００部

② 概要版（Ａ３判、２つ折り、両面カラー）　２１，０００部

③ ホームページ掲載用計画書電子データ　一式

④ 電子データ（計画書、概要版）　一式

5　その他　各年度共通

① 受託者は、作業の方法や順序及び作業実施に必要な事項について事前に打ち合わせを行い、国及び県が示す指針に沿って作業を進めること。また、業務遂行中の打合せは必要に応じて行うこと。

② 今後、新たに国及び県から計画策定に関する指針等が示された場合には、当該指針等を踏まえた内容とすること。

③ 業務遂行にあたり、個人情報の取扱いについては南アルプス市個人情報条例に基づき適正な個人情報の取り扱いを行うこと。

④ 計画等の成果品は、南アルプス市に帰属し、市の許可なく公表、貸与及び使用しないこと。

⑤ 本仕様書に定めのない事項、疑義が生じた場合、または本業務履行上必要な基本事項に変更の必要が認められた場合は、市と受託者間で協議の上定めるものとする。

⑥ 受託者は過去５年間に高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定実績を有する事業者であること。

6　支払方法

各年度、業務完了時に検査検収を行った後、指定口座払いとする。